

◎新潟県告示第1142号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成29年10月13日

新潟県知事 米山 隆一

路線名	区間	左右の別	延長(m)
県道上小沢上越妙高停車場線	上越市大和一丁目29番1から 同市大和一丁目29番11まで	右	10m
	上越市大和一丁目33番4から 同市大和一丁目27番1まで	左	10m